

令和3年度日南町予算編成方針

1. 国の動向

7月に閣議決定された「経済財政運営と改革の基本方針2020」において、我が国は新型コロナウイルス感染症の拡大によりこれまで経験したことのない国難ともいえる局面に直面しており、製造業やサービス業などにも影響が広がり、休業者が大幅に増加するなど雇用情勢も極めて厳しい状況にあるとした。この状況の中、国民の生命・生活・雇用・事業をしっかりと守り抜くことが政府として最重要の責務であり、国民が安心・安全を実感できる社会となるよう、全力を尽くすとしている。感染拡大防止と社会経済活動の両立を目指しながら「新たな日常」を通じた「質」の高い経済社会の実現を掲げ、地方自治体が「新たな日常」を牽引していくための改革を進めるとしている。そのためには公共サービスの広域化・共同化・効率化が不可欠であるとともに、デジタル化・オンライン化社会に向けた改革を一気に進めるとしている。

国の令和3年度予算の概算要求総額は105兆円規模で、7年連続100兆円を超える見込みであるが、新型コロナウイルス感染症への対応など緊要な経費については別途、所要の要望を行うことができるとしており、その際には、これまでの歳出改革の取組を強化するとともに、施策の優先順位を洗い直し無駄を徹底して排除しつつ、予算の中身を大胆に重点化するとしている。また、年金・医療等に係る経費の高齢化等に伴ういわゆる自然増、社会保障の充実等の平年度化に伴う前年度からの増加の取扱い等については、予算編成過程で検討することとしており、例年にも増して「事項要求」または「予算編成過程での別枠扱い」が多いことから、年末の政府予算案の総額は過去最大となった令和2年度の102.7兆円を超える可能性があるため、最新の情報収集に努めながら予算編成にあたる必要がある。

2. 本町の財政状況

令和元年度一般会計決算において、財政状況を示す実質公債費比率及び将来負担比率などの財政健全化指標は、国が定める早期健全化基準を下回っており、県内でも上位の健全な状態にある。しかしながら、新型コロナウイルス感染症の拡大に伴う経済活動への影響は本町も外ならず、歳入における町税の減収は現時点では見通しが立たない状況にある。また、本年の国勢調査における人口減少は、今後も地方交付税をはじめとする各種交付金等の大幅な減額を覚悟せざるを得ない状況であり、将来に向かい持続可能な財政運営を維持してく上で厳しい状況が続いている。

このような中、各種計画や施策・事業を着実に成果へと繋げていくためには、既存事業の見直しをはじめ、新たな視点や考え方を取り入れた行財政運営を無駄なく効率的に推進していくことが必要であり、町民ニーズの的確な把握と財源確保の工夫、非効率な支出の改善等について熟考し、職員一人ひとりが経営意識を持ち、最少のコストで最大の成果を生み出す努力が必要となる。

3. 予算編成について

「町長示達」を熟読し、各種施策・事業について新たな視点、計画及び事業の見直し、更なる推進、拡充等を図るなど持続発展可能な町政運営を目指して主体的かつ積極的に更には挑戦という意識のもと予算編成を行うものとする。これまでも増して施策の選択と集中を徹底させることにより「施策の推進」と「財政の健全化」の両立を図ることとし、引き続き4項目を施策の柱（重点項目）として各種事業に取り組むこととする。

- ①仕事をつくり、安心して働けるまちづくり
- ②町内への移住・定住を促進させる
- ③結婚・出産・子育ての希望を実現させる
- ④安心して暮らし続けられる地域づくり

編成にあたっては、総合戦略の第三者評価委員会からの提言、監査委員からの監査意見に加え議会からの予算・決算に係る審査意見さらには町民の声等を真摯に受け止め、慎重に検証・検討すること。また、「第6次総合戦略」「第2期総合戦略」「行財政改革実施計画」をはじめ予算編成と並行して行う新たな「過疎地域自立促進計画」及び「公共施設等総合管理計画個別施設計画」等各種計画との連動と整合を図り、各事業においてSDGs目標達成に向けた推進を意識すること。

4. 予算査定（ヒアリング）について

令和3年度も各課の要求額に上限は設定せず段階的に全事業の査定を実施するが、コロナ禍において、ヒアリング時間の短縮と効率化のためポイントを絞って行うこととする。そのため、要求期限までにすべての要求（財務会計システム入力）を行うとともに、担当者個人ではなく担当課としての方針や事業の目的、内容、根拠等が説明できる準備をお願いしたい。特に上部査定（総務課長・自立改革本部、町長）の場において事業の内容や目的等を協議する（見解や判断を仰ぐ）ことがないよう、政策的案件や大型事業については必要に応じて事前に町長への協議を済ませておくこと。新規事業を除き特別な理由なくして実績、実態以上の増額は認められないものとする。

なお、ヒアリングの手段（出席者、会場、方法等）については感染拡大状況等を見ながら判断する必要があるため、別途連絡することとする。

①総務課職員によるヒアリング（12/18～25）

財務会計システムから出力する「歳入歳出予算要求書」及び様式任意の「予算資料（見積書、積算書、図面、写真等）」「過去の実績資料」等を用いて、主に義務的経費及び經常経費についてヒアリング・査定を行う。また、維持補修費及び投資的経費（普通建設事業及び災害復旧事業）については、必要に応じて現地調査（写真・図面等の確認含む）を行う。

②総務課長・自立改革本部ヒアリング（1/5～15）予定

「当初予算説明附属資料」「補助金一覧」及び様式任意の「予算資料（見積書、積算書、図面、写真等）」等を用いて、主に新規事業（新規人件費含む）及び政策的案件、投資的経費（普通建設事業及び災害復旧事業）、補助及び交付金についてヒアリング・査定を行う。また、自立改革本部では「第6次総合戦略」「第2期総合戦略」「行財政改革実施計画」等における年次計画（KPI達成目標含む）との整合と連動について確認を行う。

③町長ヒアリング（1/27～2/5）予定

「復活要求書」及び様式任意の「予算資料（見積書、積算書、図面、写真等）」等を用いて、主に政策的案件、投資的経費（普通建設事業及び災害復旧事業）、新規人件費についてヒアリング・査定を行う。加えて「町長政策肉付け及び特別枠」「報酬審査」、新たな「過疎地域自立促進計画」について査定を行う。

5. 予算要求基準について

(1) 歳入

歳入予算については、経済情勢、国・県等の予算編成及び地方財政計画の動向に注視するとともに、自主財源の確保及び依存財源の的確な把握に留意すること。なお、予算計上した財源の確保が見込めない場合は、財政規律の保持の観点から、執行停止などの措置を講じることになるので、厳に留意されたい。

①町税

経済情勢の動向、制度改正等を見極めながら、的確な税収を見積もること。また、引き続き徴収対策取組会議を基軸とした徴税努力を行い、徴収率の更なる向上を図ることにより、収入の確保に努めること。加えて、新型コロナウイルス感染症の影響による税収を試算し、特に町民の暮らしへの影響がどうあるか状況把握に努め、必要に応じて庁内情報共有と連携を図ること。

②地方譲与税、地方消費税交付金等及び地方交付税

国・県の予算編成、地方財政計画や地方交付税制度の状況に注視し、関係法令改正の動向等を十分勘案し見積もること。加えて、国勢調査の速報値及び新型コロナウイルス感染症の影響による交付税・交付金等を試算し、必要に応じて庁内情報共有と連携を図ること。

③分担金及び負担金

事業の性格、実施規模や受益範囲を十分検討し、受益者の応分の負担に努めるとともに、確実に見込まれる額を計上すること。また、条例の改正や制定が必要な場合は、事前協議を行うこと。

④使用料及び手数料

受益者負担の原則を踏まえつつ、他の自治体の状況も把握の上、現在の単価が行政サービスに見合った料金となっているか再確認し、条例の改正や制定が必要な場合は、事前協議を行うこと。消費税引き上げ後も据え置きとしたが、引き続き将来に向けた改訂の試算を行い整理すること。また、場合によっては新型コロナウイルス感染症の影響により減免等が必要かどうか検討し要求を行うこと。

⑤国・県支出金

事業の緊急性や効果、内容等を精査し、国・県の制度改正や予算編成の動向等を踏まえ、補助対象、補助率、補助単価等を正確に把握し、的確な額を見積もること。補助事業であることを理由に安易に事業採択を行い、結果として多額の一般財源の持ち出しを招かぬよう留意すること。

⑥財産収入

公共施設等総合管理計画個別施設計画の方針に基づき財産収入を見積もること。また、個別施設計画には反映しないその他の財産についても有効活用を図る観点から、現状を把握し、未利用町有財産の活用策を検討し、売却や貸付による収入を適切に見積もり予算計上すること。

⑦諸収入

過去の実績を参考に、毎年度収入が見込まれるものは、確実な額を計上すること。宝くじ交付金、スポーツ振興くじ助成など実績の無いものについても積極的に検討すること。

⑧町債

町債については、その償還が将来世代の負担になることに留意し、令和3年度の地方債計画、地方財政計画の動向等を勘案して的確に見積もること。予算計上、充当する際は、適債性や充当率、交付税算入率等について、必要に応じて財政担当と協議をすること。なお、過疎対策事業債については新たな「過疎地域自立促進計画」の議決を要するため計画と連動した要求を行うこと。

(2)歳出

国・県等の予算編成及び政策動向に注視しながら、最少のコストで最大の行政効果が発揮できるよう、事業の効果や町民ニーズを踏まえつつ各事業において十分精査し、客観的かつ効率的な改善に努めること。前年度の要求内容をそのまま使用することなく、過去のデータを細部まで確認し今一度事業内容を精査し、必要額のみを要求すること。併せて隔年等の必要経費について要求漏れのないようにすること。入力にあたっては、[節]－[説明]単位で入力すること。

①人件費

要求の積算は、各事業における令和2年度9月補正後の予算額を基礎として入力すること。引き続き各事業において外部委託の検討も行いながら、人件費の抑制に努めること。

②物件費（報償費、旅費、交際費、需用費、役務費、委託料、使用料及び賃借料、備品購入費等）

【報償費】

講演や研修等に係る報償費について謝金に旅費を含めて要求すること。謝金が生じない講師旅費のみの場合も同様とする。

【職員旅費】

県内については、原則公用車を利用することとし、県外については必要最小限の範囲で査定する。宿泊費（1泊につき）・・・県外泊（13,100円） 県内泊（11,800円）

【役務費】

インターネット、サーバー等の使用料等については、役務費（通信運搬費）で要求・予算化しているため、再度徹底すること。

【需用費】

消耗品費、電気料金、上下水道料金、燃料費等は、徹底した節減に取り組むこと。

【食糧費】

原則、認めない。

【郵券料】

各事業過去の実績を踏まえ、明らかに必要と言える額（数字の根拠を必ず入力する）を計上すること。

【電話料】 【コピー使用料】

削減する工夫をお願いしたい。なお、一括支払いについては、半期に一度は執行状況を確認し執行管理の意識を持つこと。

【委託料】

安易に従来の方式を踏襲することなく、委託内容と効果を検証・検討し、事務効率化に繋がる要求とすること。ただし、委託料が「安ければ良い」という考えで要求しないこと。また、経常的な委託料と建設改良等投資的委託料は入力箇所が異なるので留意すること。

【備品購入費】

購入の必要性や後の管理等を熟考のうえ要求すること。

③補助費等

各補助金等の交付規則の趣旨を再確認すること。各種団体に対する補助金については、団体の自主的・自立的運営の促進を求め、各課で公益性、公平性、目的の達成度等を十分検証し、内容を精査し適格な所要額を計上すること。なお、個人・団体を問わず各課において補助事業の一覧を作成し、町単独の補助事業については年限（期限）の設定を行うこと。

④普通建設事業費

補助・単独を問わず事業計画の再検討を行い、緊急性のあるものや継続事業または政策的

な投資事業のみ要求すること。また、これら大型事業については、事業内容、事業費、費用対効果等を整理し特定財源を確保したうえで要求すること。

⑤維持補修費

公共施設等総合管理計画個別施設計画の方針に基づき維持管理すべき施設について計上すること。なお、緊急性の高いものから優先的に要求することとし、それ以外の施設については年次計画による効率的な修繕をおこなうこと。原則、見積書や図面、写真等を添付し、修繕の必要性を示すこと。

⑥扶助費

関係機関との連絡を密にし、的確な対象人数と要求額の把握に努めること。また、法定分と町単独分の明確化を図り総額を抑制すること。

⑦町単独事業

一般財源のみの事業については、国・県補助金等の有利な財源を活用することが出来ないか再度検討したうえ、必要に応じた見直しを行い経費節減に努めること。

(3) 特別会計及び公営企業会計

特別会計及び公営企業会計においても、一般会計予算要求基準に準ずるものとし、事業会計の趣旨に則り、経営状態について十分な分析、検討、収支均衡を図り、原則として独立採算制を基本に経営の戦略、健全な事業の確立に努めること。

(4) 債務負担行為

新規に設定する場合は、事業規模、年割額等を十分検討し、後年度の財政負担に留意すること。

令和3年度予算要求事務の流れ

①執行データ及び方針決定

令和元年度決算資料及び令和2年度当初予算要求書、現在の執行状況を確認します。
「町長示達」「議会意見書」「監査委員意見書」「予算編成方針」を確認してください。
要求にあたり室内、課内、庁内協議を行ったうえで予算資料の作成を行ってください。



②要求書の作成

上記①の予算資料に基づき、令和3年度の要求金額、積算基礎を確定します。金額については、現時点の見積書（複数の業者から取ること）、積算書などを参考に入力原稿を作成します。



③予算要求入力（財務会計システム）

※要求期限 11月2日（月）～12月10日（木）午後5時まで

上記②の入力原稿に基づき、年度、予算区分、所属、事業、会計区分、科目、要求額、積算基礎を入力します。

※予算要求期限を過ぎると、財務会計システムは予算査定の段階に自動で切り替わりま
す。個人による新規入力、修正等ができなくなります。要求書は予算説明資料と違い内
部資料ですので、できる限り詳しく入力してください。

※新規事業または新規科目の登録が必要な場合は、別紙登録シートを財政担当に提出し
てください。11月30日（月）午後5時まで



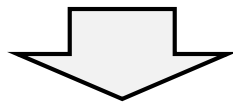
④予算要求関係資料の提出 ※提出期限 12月17日（木）正午まで

見積書、要求の根拠となる予算関係資料は事業番号順に並べて調製し、紙資料で3部財
政担当に提出してください。※翌日から総務課職員が予算ヒアリングを行いますので
ご協力をお願いします。



⑤予算説明（附属）資料の提出 ※提出期限 12月25日（金）

予算説明（附属）資料は、事業番号順に並べて調製・印刷し、7部財政担当に提出し
てください。



⑥総務課長・自立改革本部ヒアリング 1月5日（火）～15日（金）（予定）

予算説明（附属）資料を基にヒアリングを行います。



⑦査定、総務課長内示 1月18日（月）（予定）

ヒアリングによる査定を行い、査定結果を通知します。



⑧復活要求書の提出 ※提出期限 1月22日（金）午後5時まで（予定）

復活を要求する事業については、町長協議します。復活要求書を作成し、根拠資料を添えて提出してください。（提出部数については、後日お知らせします。）



⑨町長ヒアリング 1月27日（水）～2月5日（金）（予定）

復活要求、政策的案件及び投資的経費を中心に町長ヒアリングを行います。



⑩査定、町長内示 2月8日（月）（予定）

町長内示により認められた事業が最終の予算案になります。



⑪予算説明（附属）資料、新規事業説明書、予算書、債務負担行為資料等の
最終調製 ※提出期限 2月12日（金）午後5時まで

当初予算議会（3月定例会）に上程する最終分の各種予算資料を調製します。